

水産流通適正化制度の事業者の届出

【漁業者又は漁協が届出を行う場合】

アワビ、ナマコ等の特定第一種水産動植物を採捕し、譲渡しをする際は、**行政庁（水産庁又は都道府県）への届出が必要**です。

1 届出事項

- (1) 氏名又は名称、住所
- (2) 事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地
- (3) 採捕事業の対象の種類（アワビ、ナマコ）
- (4) アワビ、ナマコを採捕する権限
- (5) 譲渡しの事業の対象の種類（アワビ、ナマコ）
- (6) 譲渡しを開始しようとする日※
※事業の開始が法施行日（R4.12.1）以前である採捕者は、R4.12.1と届出して下さい。



東京都知事へ届出する場合は、次頁も必ずご覧ください。

2 添付書類

- (1) 漁業許可証の写し、漁業権行使権を有することを証する書面等
- (2) 代理人が届出を行う場合は、委任状等
※漁協が漁業者に代わって代理届出することが可能です。

3 届出先

届出する者	届出先
漁業権、知事許可漁業者※	都道府県知事
大臣許可漁業者	農林水産大臣

※販売事業を行う漁協は、届出番号を取得することが可能です。

※2つ以上の都道府県知事から知事許可を受けている場合は、農林水産大臣への届出となります。

4 届出方法

原則、電子申請（eMAFF）で届出を行って下さい。行政庁の確認・受理後、**届出者へ届出番号を通知**します。

※eMAFFでの届出が困難である場合に限り、行政庁に対し、書面での届出も可能です。

都道府県知事又は農林水産大臣の許可、免許等に基づく採捕を行う者



水産流通適正化制度において事業者が東京都知事へ届出を行う際に、 添付が必要な書類 【漁業者又は漁協が届出を行う場合】

アワビ、ナマコ等の特定第一種水産動植物を採捕し、譲渡しをする際は、行政庁（水産庁又は都道府県）への届出が必要です。届出を行う際には、届出事項の他、**採捕権限を証明する書類等の提出**が必要です。東京都知事へ届出を行う際は、以下の書類の添付が必要です。
※ e M A F F 又は書面で届出を行った場合でも、添付が必要な書類は同じです。

1 漁業者（個人又は法人）が届出を行い、漁業者が届出番号を取得する場合の添付書類（代理届出を含む）

	都知事による知事許可のみを受けた採捕者	複数の都道府県知事による知事許可又は免許を受けた採捕者	その他のケース※2
採捕する権限を証する書類【漁業許可証等の写し※1】	×	○	個別にご連絡下さい
委任状【代理人（漁協、行政書士等）が届出する場合】	○	○	○

2 漁協が漁業者に代わって届出を行い、漁協が届出番号を取得する場合の添付書類（代理届出を含む）

	東京都知事による知事許可のみを受けた採捕者	複数の都道府県知事による知事許可又は免許を受けた採捕者	その他のケース※2
採捕する権限を証する書類【漁業許可証等の写し※1】	×	○	個別にご連絡下さい
漁協が採捕者に代わって販売事業を行うことを証する書類【事業報告書等※3】	○	○	○
委任状【代理人（行政書士等）が届出する場合】	○	○	○

※1 漁業許可証、漁業権免許証、組合員行使権を有することを証する書類、その他法令の規定による採捕権限を有することを証する書類

※2 農林水産大臣の許可と都道府県知事許可又は免許等、国と都道府県の両方から採捕権限を有している場合などを想定

※3 水産業協同組合法第64条に基づき東京都の認可を受けている漁協が届出を行う場合は、省略が可能



水産流通適正化制度の事業者の届出

【加工・流通事業者、輸出事業者、小売事業者等の取扱事業者が届出を行う場合】

アワビ、ナマコ等の特定第一種水産動植物等（加工品含む）を販売、加工、輸出等をする取扱事業者は、**行政庁（水産庁又は都道府県）への届出が必要**です。

専ら消費者に対し**販売、提供する場合**は、**届出は不要**です。

1 届出事項

- (1) 氏名又は名称、住所
- (2) 事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地※
- (3) 取り扱う種類（アワビ、ナマコ）
※全ての関係する事務所等について届出して下さい。



東京都知事へ届出する場合は、**次頁も必ずご覧ください。**

2 添付書類

- (1) 住民票の写し等（個人）又は定款及び登記事項証明書（法人）
- (2) 代理人が届出を行う場合は、委任状等
※事業者に代わって所属団体等が代理届出することが可能です。

3 届出先

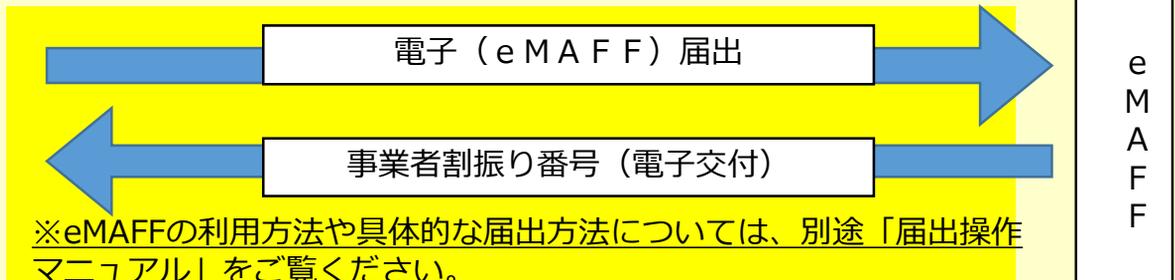
届出する者	届出先
県域事業者 （事務所等が一の都道府県の区域内にのみにある事業者）	都道府県知事
広域事業者 （事務所等が複数の都道府県にある事業者）	農林水産大臣

4 届出方法

原則、電子申請（eMAFF）で届出を行って下さい。行政庁が受理後、**届出者へ事業者割振り番号を通知**します。

※eMAFFでの届出が困難である場合に限り、行政庁に対し、書面での届出も可能です。

加工事業者、流通事業者、輸出事業者等の取扱事業者



水産流通適正化制度において事業者が東京都知事へ届出を行う際に、 添付が必要な書類

【加工・流通事業者、輸出事業者、小売事業者等の取扱事業者が届出を行う場合】

アワビ、ナマコ等の特定第一種水産動植物等（加工品含む）を販売、加工、輸出等をする取扱事業者は、行政庁（水産庁又は都道府県）への届出が必要です。届出を行う際には、届出事項の他、原則、**住民票の写し（個人）又は定款及び登記事項証明書（法人）等の提出**が必要です。東京都へ届出を行う際は、以下の書類の添付が必要です。

1 eMAFFで届出を行い、事業者割振り番号を取得する場合の添付書類

	個人事業者	法人
氏名及び住所を証する書類 【住民票等の写し】	×	—
定款及び登記事項証明書	—	×
委任状 【代理人（団体、行政書士等）が届出する場合】	○	○

※ eMAFFで届出する場合は、gBizIDプライムの取得が必要となり、その際に事業者情報について確認が行われるため、住民票の写し等（個人）又は定款及び登記事項証明書（法人）の添付を省略することが可能です。

2 書面で届出を行い、事業者割振り番号を取得する場合の添付書類 （代理届出を含む）

	個人事業者	法人
氏名及び住所を証する書類 【住民票等の写し】	○	—
定款及び登記事項証明書	—	○
委任状 【代理人（団体、行政書士等）が届出する場合】	○	○

